

## 体育館等の利用料金の還付に関する取扱い基準

本基準は、堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第6項、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第6項、堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第7項、堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例（平成20年条例第47号）第20条第6項、堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第6項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第5項の規定に基づき、大浜体育館、鴨谷体育館、初芝体育館、金岡公園体育館、家原大池体育館、美原体育館、海洋センター体育館、原池公園体育館、大浜公園相撲場及び金岡公園陸上競技場（以下「体育館等」という。）、サッカー・ナショナルトレーニングセンター天然芝フィールド・人工芝フィールド・フットサルフィールド・会議室・ミーティングルーム・ロッカールーム（以下「センター天然芝フィールド等」という。）、大浜公園野球場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、鴨谷野球場、陶器野球場、初芝野球場、白鷺公園野球場、金岡公園野球場、多治井運動場、みの池野球場、さつき野野球場、運動ひろば野球場、芝生ひろば運動場、硬式野球場、美原総合スポーツセンター多目的グラウンド・スタジオ及びサッカー・ナショナルトレーニングセンタースポーツ広場・多目的室（以下「野球場等」という。）、大浜公園テニスコート、土居川公園テニスコート、荒山テニスコート、初芝テニスコート、陶器テニスコート、金岡公園テニスコート、多治井テニスコート、みの池テニスコート、さつき野テニスコート及び美原総合スポーツセンターテニスコート（以下「テニスコート」という。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の指定管理者における還付に関する取扱いについて必要な事項を定める。

1. 体育館等の利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 既納の利用料金の全額
  - (2) 利用者が利用しようとする日前60日までに利用申請を取り下げた場合 既納の利用料金の全額
2. センター天然芝フィールド等の利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 既納の利用料金の全額
  - (2) 利用者が利用しようとする日前30日までに利用申請を取り下げた場合 既納の利用料金の全額
3. 野球場等の利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
  - (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 既納の利用料金の全額
  - (2) 利用者が利用しようとする日前7日までに利用申請を取り下げた場合 既納の利

用料金の全額

4. テニスコートの利用料金を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 既納の利用料金の全額
- (2) 利用者が利用しようとする日前3日までに利用申請を取り下げた場合 既納の利用料金の全額

附 則（平成19年2月20日制定）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月21日改正）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 堺市立美原総合スポーツセンターに関する規定 堺市立美原総合スポーツセンター条例の施行の日
- (2) 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターに関する規定 堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例の施行の日

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

（施行前の準備行為）

2 この基準の施行日以後の使用に係る使用の許可に関し必要な手続その他の行為については、この基準の施行前においても、この基準の規定の例により行うことができる。